

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十第

行發日一月四年九正大

論 說

勞賃の經濟的及び道德的性質(一)……………法學博士 田島 錦治

酒の政府專賣と公益……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(三)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(六)……………法學士 本庄榮治郎

經濟學不進歩の原因に就きて……………法學士 石川 興二

所得稅均等負擔の理想と實現(二完)法學士 汐見 三郎

時事問題

現代方便生活と社會の問題……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

戰後の獨逸の勞働市場……………法學博士 山本美越乃

諸國行政統計書の梗概(一)……………法學博士 財部 靜治

手形交換所制度論(二)……………法學士 大森 研造

鎌倉時代の家族制度(三)

三 浦 周 行

四 式日後の家族制度

貞永式目の制定後幕府は屢追加法を制定して其不備を補ふところありしが、時勢の變遷は武家の家族制度に取りても多少の變調を呈せしむるに至りしを見るなり、先づ一族につきては文永七年五月九日の追加(三四一〇)新編追加に據る、下これに倣へに見え、子孫にもあらず他人にもあざるものをいへり。されば前章に説きし狹義のものと異り寧ろ廣義に用ゐられたりと解すべし。

吾妻鏡嘉禎二年七月二十四日條に

南都騷動之間、在京人并近國之輩催具一族可抽警衛忠之旨被仰下先訖、一類不相從之由近日自諸家依其訴出來、向後大番以下如此役早可相從一門家督之旨、今日重被_レ定_レ之、

とあり、これを觀れば。一類の語は亦一族と同意義に用ゐられたるを知るべし。而して一族を率ゐて警備に就くべき命令を受けたるものは、一族の惣領即ち家督なるべければ、下文に一門家督とある一門も亦こゝにては一族といふと殆ど撰ぶところなく、第二章に説きしが如き廣狹の異義

を認むべからざるに似たり。これを略し同一の場合は同書建長二年十月七日條に見ゆ。

京都大番問事、有_二其沙汰_一、諸御家人等或編惣領_一或背守護人_一之間屬_二其方_一可_レ令_二勤仕_一之由近年頻望申、緯已濫吹之基也、於_二向後_一者、若隨_二守護之催_一、若屬_二一門上首_一可_レ勤_レ之、任_二雅意_一事不_レ可_レ有_二免許_一之由云々、

これ御家人は惣領若しくは守護に屬して京都大番の兵役に服すべきを示せるものにして、所謂一門の上首は即ち一族の惣領なるべければ、此場合にも一門は一族と同意義を有すと解せざるべからず。而して一黨なる語も(例ば吾妻鏡寛元五年四月十一日條に三浦一黨と見えたるが如き)亦一族といふに異ならざりしなり。

別に遠類近類の稱あり、文永十一年六月一日の追加(三四〇)は兄弟叔姪を近類といひ、これに對して遠類の語を用ゐたり。而して前引文永七年の追加に於ては一族并傍輩子息といひ、此追加に傍官并遠類之子息といへり。傍輩は式目四十四條に、傍官は同三十四條に見ゆるところにして并に同義とす。従つて前者の一族は亦後者の遠類と同義なるに似たるも、こは必ずしも然らず。兄弟叔姪も亦一族中にあることあれば、單に一族と稱するは近類と遠類とのすべてを包含するものにして、これを區別すれば親疎に依りて近類と遠類との二となすを得と解するを妥當なりとせん。

式目に於て家長の意味に於ての惣領の稱見えざりしもの、追加には屢疊見するに至れり。前引吾妻鏡建長二年十月七日條に見ゆる惣領は一族を率ゐて京都大番の義務に服せしむるものなり。其他年月日を缺くも、法文の示すところに依りて、永仁元年五月二十五日以後のもの知らるゝ追加(三二八)には戸主と家族とに相當するところに惣領と庶子との語を用ゐたるが、文中惣領を惣領主とも書けるものあるは注意すべし。弘安七年十月二十二日の追加には惣領に對して寄子の語を用ゐたり。而して寄子の庶子を意味するは此追加の後を承けたりと思はるゝ他の追加(三二一)が庶子の文字を用ゐたるにて知らるべし。

既に前章にも説きしが如く、家長は多くの場合重なる家族の親たりしが故に法制上亦おのづから親子關係につきての規定に當むも、兄弟の家族等に及べるもの割合に少し。式目の遺産相續に關する諸規定の如き亦皆然らざるはなし。然るに追加の惣領と庶子とは一般に戸主と家族との關係を規定せるものなるを以て、二者の關係は必ずしも親子に限らず、兄弟其他にてもこれを含めること勿論なり。庶子に對して寄子なる名稱の用ゐられしを見るも、其廣義に使用せられしを思はしむ(後世の寄子は他人の從屬關係にあるものを指すことゝなれり)

御家人の年老い、若しくは疾病に依りて公務に堪へざるものは其所領所職を子孫に讓與し、致仕して退隱するを例とせり。これを戸主の場合につきていはんに、戸主の地位を去りて家族とな

るなり。然るに世間には往々老年に達せず、又疾病にも罹らず且つ許可をも得ずして妄りに出家しながら尙ほ依然として其所領を所有するものあり、仁治二年十一月十七日の追加に於ては、是等の行爲を「甚自由之所行」なりとし、「不忠之科」に處して其所領を沒收することゝなせり。但出家に臨んで俄に養子と稱して届出づるもの、外、從來子孫若しくは養子を代官となし、自己に代りて幕府に勤務せしむるものは此限にあらず。又幕府の恩に浴しながら京都其他の地方に居住して出仕せざるものは其所領を所有するを許さず、但本來朝廷に勤仕せるものにして、幕府の恩に浴せるものは亦此限にあらず、所謂恩に浴すとは所領の恩給に預るをいふもの、吾妻鏡の同日の條に御家人等未_レ及_ニ老耄_一、無_レ病尙_レ不_レ蒙_レ免令_ニ出家_一、猶知_ニ行所領_一、又乍_レ浴_ニ關東之御恩_一、居住京都_ニ事_一、自今以後可_レ被_ニ停止_一之由有_ニ評定_一云々とあるはこれをいふなり。一例を擧げんに佐々木心願は將軍の近臣たりし日、三浦泰村の專横を御み俄に出家遁世したりしより、幕府は其所領を弟泰清に給へり(吾妻鏡建長二年十二月二十九日條)。蓋し幕府は所領を以て奉公の報酬視し、致仕者は當然所領を所有すべからずとなせるなり。

其後式目追加の惣領及び庶子に關する規定の多くは所謂所當の公事對捍に關するものとす。一般に分割相續の行れたる當時に於ては原則として惣領も庶子も各其所領を有したれば、幕府の租税即ち公事の賦課ある場合は通例惣領よりこれを自己を始め庶子の所領の高に配當(支配)してこ

れに應せしめ、庶子若し滞納せば惣領に於て一時これを立替へ納附すべし。これを稱して經入(へいる)といも又勤入ともいへり。これ惣領が一朝事ある場合に、庶子を率ゐて戰場に赴く事と共に、公的方面に於ける任務の一たりしなり。然るに其後も庶子が惣領に對して其辨償を拒み(對捍)惣領よりこれを告訴せる場合は弘安七年十月二十二日の追加(三三〇)に於て、從來立替高の一倍を辨償せしめ、又は便宜處分するところありしも、一般に一倍を以て辨償せしむることとし、而して自後は滞納者の所領の中を以て惣領に支給(分付)することゝ規定せり。所謂所領分付の法に至りては明記するところなきも、永仁二年七月五日の追加(三三一)の右公事等、庶子對捍之時、惣領經入分以五十貫可分付田一町之由先日雖被定下云々とあるものに相當するならんが。これに據れば、惣領の立替高五十貫につきて田地一町の割合を以てしたりしなり。而かも此處分は惣領に取りては其益なく、庶子の滞納を防止するに足らざれば舊の如く庶子をして惣領の立替高に一倍の辨償をなさしむることとし、若しこれに違犯せば所領の一部を沒收することゝなしたり。即ち惣領の告訴ありたる時は當時の民事訴訟の手續に従ひ、一回の問狀を發せる後一倍の辨償の命令を發し、期を過ぐるも納付せざれば、更に一定の日限を附して辨償せしめ、尙ほ滞納せる場合に始めて所領を沒收することゝしたりしなり。而も其所領の沒收せらるべき高を明記せざりしが、其後正安元年正月十日の追加に於て幕府は庶子が惣領の立替高の一倍を以て辨償す

べきの命あるも尙ほ納付を拒める場合には其所領の五分の一を沒收すること、規定せり。(北條九代記、武家年代記)

然れども庶子の所領の所有權はこれを認めて決して惣領のそれと混同することなし。犯人の所領沒收に關して正應元年六月一日の追加に於ては祖父母父母の後は子孫の知行すべきところもこれを沒收すべく、祖父母父母の生前に限り(二期)所有者たりし場合も亦同じと規定したりしが、(北條九代記、武家年代記)其後永仁元年五月廿五日の追加には惣領の犯罪に依りて其所領を沒收する場合に庶子が幕府の安堵狀を有せざるも、其特有の財産たる證據分明なるに於ては、一旦惣領の所領に混じて沒收するも、改めてこれを庶子に返付すべしと規定せり。(北條九代記、武家年代記、新式目、新編追加三一八)而して追加御公事間事(三三三)に幕府が惣領と庶子との間に未だ特有の所領を認めざる以前と雖ども(安堵下文下附以前)父祖の遺産を相續するものは各其所領の高に應じて公事に應ずべしと規定したるを見ればこれを前の追加に對照して幕府の承認は必要の手續たるに相違なきも決して絶對のものにあらざりしを知るべし。

當時朝廷の明法家は他人に向つて合意上贈與せしもの(和與物)は後日返還を求むるを得ずとの見解を取り、和與物不_二悔還といへり。(法曹至要抄、裁判至要抄)これ職制律及び名例律に他人を強要して其財物の贈與を受けしもの(乞索)は賊に准じ、又本主に還すこと見え、註に親族若しくは

合意上贈與せるもの、罪なきことを説きしものあるを根據となせるなり。既に罪なしとすれば、これを本主に還すを要せざるも、さりとて必ず本主に還すべからずとするは誤れり。式目第十九條に、生前眷顧を受けて所領の贈與を受けたるものが、他人の和與物なりと稱して、本主の死後其子孫に對抗せば、其所領を沒收して本主の子孫に付すべしと規定せるは即ち此和與物不悔還との明法家の通説を認めざるものなり。こは他人の場合なるが、新編追加庶子分領條には兄弟姉妹間の和與物を悔還すべきや否やにつきての延應二年六月十一日以下の追加あり、題して庶子分領といへば、其惣領と庶子との所領の關係なること明らかなり。又延應二年六月十一日の追加(三一六)は法意に據れば和與物は悔還し難きも、兄弟姉妹が惣領に對し、父母の禮をなし、(養子女の場合の如き)又は恩情に依りて所領を讓與せるもの忽ち敵意を表するに於ては、本主の任意返還を許すことを規定し、専ら上の見地より明法家の定説を採用せざること猶ほ式目の如くせり。而かも他の法意に依らざる場合と同じく法理上よりこれを否認せるものにあざれば、延應二年の追加にも其末文には將又就證文可有仔細歎といひて處分の餘地を存し、又他の追加の中には和與他人物可悔還否事(三四四)の如く、式目第十九條に規定せるもの以外は尙ほ他人に和與せるものは法意に任せて悔還すべからずとなせるものあり、而して其末文に是又就證文可有對酌歎といへるは前の追加のそれと同一にして、均しく曖昧の嫌なきにあらず。此追加は制定の年

月を逸すと雖ども、正應三年十一月九日の追加に於て和興の地は本主梅還すべからざるの令ありしも、今後は本主の意に任すべしと規定したるは此追加を承けたること明らかなれば、正應三年十一月九日以前のものゝ認むべし。

夫婦に關する追加の規定は多くは寡婦若しくは離婚の女子の再婚及びこれに伴ふ夫の遺産處分に係れり。

夫婦の財産につきては追加も妻の特有財産を極端に認めたり。寶治二年七月十日の追加に亡妻の遺物は其子に行くも夫に行かず、一人の子もなき場合は夫はこれを妻の實家に返還すべしと規定せり。然るに夫の死後其所領を相續せる寡婦は専心亡夫の冥福を薦むべしとなし其再婚を以て不貞の行爲と認むる根本精神に於ても追加は式目のそれを踏襲せるのみならず寧ろ一步を進めたるを見る。

御家人の寡婦が亡夫の遺産を相續せし時は安堵の下文の下附を受くるを例とす。然るに式目第二十四條に於て再婚者が其所有權を失ふことを規定してこれを實施せり。寛元三年十月六月寮末入道の寡婦の再婚が幕府の問題に上り、幕府は寡婦の所領を入道の子國朝に支給することゝしたりしは其一例なり。是に於て彼等は所領の沒收を免れんとし、年尙ほ壯にして且つ疾病なきにも拘らず所勞に託して子若しくは其他の親族に讓與し、これに對して安堵の下文を受けたる後再婚

するものあり。幕府は曆仁元年十二月十六日此種の犯罪を防止する爲めに左の如き一の追加を發せり。(三二五)

一御家人後家任亡夫讓給安堵御下文事曆仁元十二、十六評

右此條平均之例也、爰於令改嫁者、可充給他人之旨、自被定置以來、爲免其難、或少年或無病之族、寄事於所勞讓與子息親類、申給安堵御下文之後、及改嫁云々、甚以濫吹也、自今以後者、不臨重病危急者、不可被免許其讓矣、

これ吾妻鏡(吉川本)曆仁元年十二月十六日條に

今日評定、御家人等不臨重病危急之期者、不可讓所帶於妻妾之由被定云々、

とあるものに相當す。吾妻鏡に據れば、此追加は御家人の病氣危篤に瀕するにあらざれば、所領を其妻妾に讓與することを許さずといふにありて、所領を讓與するを御家人の夫なりと解せり。然るに追加の文を按ずるに、再婚する女子が疾病に託して所領の讓與をなすを不當と認めて、自後重病危篤に臨まざれば、其讓與を許可せざることを規定したるものにして、前後の文意を綜合して考ふる時は被相續人は即ち再婚者なりと解するの外なく、これを御家人の夫なりとする吾妻鏡の記事は誤解なりと斷ざるを得ず。然らば寡婦が再婚に先きたつて其所領を子若しくは他の親族に讓與するの意志如何、亡夫の遺産を相續せる寡婦の再婚する場合に子あれば代つてこれに

相續せしむべきは式目に規定せらるゝところ、只一旦幕府が寡婦より收めてこれを其子に支給すると、寡婦より讓與するとの差はあるも、結果に於て異るところなければ故らに此くの如き手段を講ずるを要せざるに似たり。然れども寡婦の再婚は當時道德上法律上并びに善良の行爲と看做されず、道德上には貞操を破るものとして非難を免れざりしところにして、就中亡夫の遺産を相續したるもの、再婚は法律上の制裁として其沒收を免れざりしことなれば、假令其同一の結果となるにもせよ、寡婦が再婚に依りて所領の沒收處分を受くることは社會に對する羞耻と良心の苦痛とを感せしところなるべし、特に式目に於ては相續すべき子なければ幕府の適宜處分に任せらるべきも寡婦としては此場合にも任意に他の親族に讓與するを得べく、斯くして此相續が幕府に承認せられて、寡婦自身何等處分を受くるの恐れなきに及んで再婚せんとしたりしものなり。

然れども寡婦が再婚前此處置を取るに至れるには別に事情の存するものありしが如し。そは延應元年九月三十日佐竹別當入道が寡婦の問題となれる時に於ける幕府の評定の決議に見えたり。

一 改嫁事

右或致_二所領之成敗_一、或行_二家中之雜事_一、於_レ令_二現行_一者、尤可_レ有_二其誠_一、此外至_二内々之密儀_一者、縱雖_レ有_二風聞之説_一、非_二沙汰之限_一歟_○下

これ吾妻鏡の同日の條に今日評議御家人妻改嫁事、致_二所領之成敗_一行_二家中之雜事_一、於_レ令_二現行者、可_レ有_二其誠_一之由被_レ定とあるものにして、前田本御成敗式目には、第二十四條の下に低書せ

らるゝもの、即ち寡婦が再婚後も依然として所領の管理をなし、又は家政を處理するが如き事ある時、其事實の明白なる場合は處分すべきも、然らざる場合は縦ひ世上の風説ありとも、これを問はざることゝせるなり。これに由りて觀れば、彼等の中には再婚に先きだちて自己の所有に係る亡夫の遺産を表面其子に讓與するも、そは法に觸れて沒收せらるゝを避くる一手段に過ぎずして再婚後も母子の關係を利用し、所領を管理すること尙ほ舊の如きものもこれありしが如く、幕府をして此追加の必要を感せしめたりしなり。然るに是等の事實の明白なるを否とにつきての認定は頗る容易ならざるべく、明白なるものも尙ほ密儀と稱して處分を免るゝの弊ありたれば、弘安九年七月二十五日の追加に於て(三三〇)自後寡婦が再婚後所領を管理し家政を處理せずと雖ども世上非難の聲あるものはすべて式目に任せてその所領を沒收することゝなせり。

御家人の所領が幕府の管轄外なる非御家人若しくは凡下に移ることにつきて幕府が危懼の念を生じつゝありし文永四年十二月二十六日の追加に於て(三二八)幕府は御家人の女子及傀儡白拍子其他凡下の女子が御家人たる夫を誘惑して得たる所領はこれを沒收することゝせり。但彼等にして夫の死後貞節を守りて寡居するに於てはこれを禁ずるの限にあらず。其後弘安七年十一月二十一日の追加(三二九)に於て幕府は御家人の寡婦及び女子の在京を非としてこれを禁じ、違反する者は所領を沒收することゝせり。御家人が公務に依るにあらずして京都に滞留するは幕府の奉公懈怠とするところ、仁治二年十一月(十七日)にも御家人が關東の恩に浴しながら京都に居住する

を不可としてこれを禁せしことあり、當時幕府が御家人所領の保護に焦慮せる周圍の事情より考ふるもこは式目第二十五條に規定せるが如く、御家人の勤務を怠り、京紳に接近し、或はこれと婚を通じ、或は所領の讓與に依りて幕府の財源に惡影響を及ぼすを恐れたるものと解せらる。

次に御家人の養子に關する規定として先づ注意を拂ふべきは、式目第二十三條の女子の養子に關するものなり。前章にも引用せしが如く、吾妻鏡寶治二年七月十日條に

雜務條々有_二其沙汰_一、教經等勸申云、○中次妻養子事、凡女人者、無_二自專法_一、養子者夫不_レ免_レ也、○中以外、女人養子所_レ不_レ免也、○中以_二此趣_一、雜人奉行等可_二存知_一之由被_二仰出_一云々

とあり、式目は女子が養子をなすを可能とする明法家の學說を排してこれを許可することゝしたりしが、これに據れば、夫婦關係に於て妻が自專の法なしとの理由に依り、夫の同意を得るにあらずれば養子縁組を許さずとなすものにして、式目の所謂「女人」の妻を意味せざることゝなり、法文の解釋上其意味を限定する結果となるべし。

更に親子關係につきて觀察せんに延應二年五月十四日の追加は子孫が祖父母父母を告訴するの告言の罪輕しとせざるところなるに拘らず、近日間々此事あるは教令違反の罪重しとてこれを禁じ、若し尙ほ違犯せば重科に處すべしと令せり。幕府が此禁令を發せる動機は信濃國落合某の寡婦(厄)が其子太郎と相爭ひしに依りたるものにして、幕府は太郎の訴を棄却(弃捐)し、此令を下せるなり。(吾妻鏡には延應二年五月十四日條に此事實を載せたる外、同月四日條にも「敵對子

祖父母「相論事、今日被_レ停_二止_一之」と見えたり。思ふにこは全然同事なれば、十四日條の重出して日附の十の字を脱せる爲め別事として四日條に係けられたるものならん)

子は當に父母を訴ふるを許されざるのみならず、自家の訴に父母を證人となすことも許されず寶治二年五月十六日幕府は兄弟間の訴訟に父母を證人に立つるは其先例なきにあらずと雖ども、(天野和泉前司の子が兄弟相訴ふるに當りて母を證人に立てたるが如き)自後は其申請を採用せざるに決せり。(吾妻鏡)これ主として道徳上の顧慮に基くものなるべし。但兄弟間の和解を圖るべきは第二章に説くところなるも、親子間すら争訟を絶たざる當時にありて、これを抑止すべくもあらず、所領の所有權につきての兄弟間の訴は最も多く發生せるところにして、幕府亦これを受理せるを例とせり。

然らば親は子に對して如何なる行爲あるも妨げざるやといふに、先づ親が子を賣ることの可否につきて考察せん。人身賣買は當時人倫賣買と稱するものにして、賤民即ち奴婢雜人を除くの外人勾引即ち誘拐と共に原則としてはこれを許さざるも、只飢饉に際しては九死に一生を得んが爲め妻子親族を賣るは幕府の特にこれを默許したりしこと延應元年四月十七日の追加に

凡人倫賣買事、禁制殊重、然而饑飢之年許者、被_二免許_一歟、

といへるが如し。蓋しこれを禁ずれば却つて人民を窮地に陥れしむるを以てなり。寛喜の飢饉の如きは其慘害最も甚しかりし爲め幕府をして默許の已むを得ざるに至らしめ、是時買收せる親族

は終生其所有に歸するも、他人に賣買若くは子孫に相續することを許さず(八二)收養して子となせるものも亦他人に賣買するを禁じて、舊の如く養子たらしめたり。(八二)以上の二令は事書の下年次を缺くも新編追加目録には人倫賣買直物事寛元三、二、十六の次に列擧して同三二とし、寛元三年三月二日の追加となせり、然れども一たび平年に復すれば、嚴に賣買を禁じ且つ市場に掲示して一般人民に周知せしめんことを圖り、若しこれに違犯せば逮捕して幕府に逮送せしめ、被賣者は無償にて放免せしめたり。(仁治元年十二月十六日追加)當時「人商」なる營業者ありしか(は、幕府は正應三年(二月十三日)其停止を命じ、違犯者は火印刑(犯人の面に烙印すること)に處することゝせり。此くの如き營業者にあらずして親族他人の誘拐せるものにつきては寶治二年六月五日の追加に

人勾引事有_レ其沙汰、兄弟者不可_レ爲_二人勾引之儀_一、以_二他人_一可_レ爲_二人勾引_一也、其科准_二盜犯_一云々、

と規定し、兄弟はこれを人勾引と看做さず、他人を誘拐せるものを以て人勾引となすとの解釋を採るに決せり。(吾妻鏡)

これに據りて見るに、幕府の法律は朝廷のそれと同じく良民間に於ける人身賣買を許さざるも、飢饉の如き特別なる場合には祖父母父母は子孫を、夫は妻を賣ることを默許せられ、又兄弟間の賣買はこれを人勾引と認めざりしなり。

然れば父母が其子を賣るを默許せらるゝは特別の事情の下に極めて稀有なる場合に限らるゝことなるが、父母は別に其子に對して義絶をなすの權を與へられたり。義絶とは令の夫婦間のそれと異りて親子の義を絶つをいふ。式目第二十二條の成人の子息に對する保護は父母の爲めに義絶せられざるを條件とするものにして、義絶せられたるものは保護を受くるの資格なきなり。而して義絶の動機が不孝の行爲たること、もとより多かるべしと雖ども、必ずしも皆然りとすべからず。武田光蓮が次子信忠を義絶せる場合の如きこれを證すべし。執權は光蓮の届出に對して、信忠が公私并びに大功ありて義絶すべき理由なきを指摘し、これが調停を圖りしも、光蓮は只數箇條の不可ありといふ丈にて其内容を説明せず、斷然義絶を免すの意志なきを答へ、後信忠が父に向つて嘗て戰場に於て其危害を救ひしこと及び承久の戦功の拔群なりしことを舉げて哀を請ひ、泰時亦これに同情して救解に努めたりしも光蓮は信忠が主張の虚偽ならざること、並に其孝道を缺かざることを認めながら尙ほ心術の不調を辭としてこれを拒絶し、執權もこれを奈何ともする能はざりしなり。これに據るも義絶は只幕府に向つて届出の手續をなせば足れり。其許可を請ふべき性質を有せず。而して父母が義絶の結果、子は其家督遺産の相續より除外せらるゝは勿論家庭外に放逐せられたりしなり。前記信忠の如きも、去つて紀伊に籠居せること武田氏系圖に見えたり。寛元五年三浦氏の北條氏と戦ふに當り時頼の子朝房が義絶の身として戦に會せるも、一人の從兵をも隨へずして疲馬に跨りしことの吾妻鏡に見えたるは其悲愴の狀を語るものと謂ふべし。